

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡産パワーアップ事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	野菜や果樹の振興によるブランド化と、所得の向上や地域産業の促進のために、園芸振興に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	農業者、農業者の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
補助対象経費	生産性向上に係る資材費、苗木の購入費 獣害等防止に係る対策費 生産工程において省力化を図るための費用 出荷・販売促進のための費用 おけさ柿又はルレクチェの規模拡大等への補助 新規参入、所得確保及びブランド化のための初期整備に係る費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業費1件当たり10万円以上の事業費を対象とし、50%以内を補助する。（補助金の上限20万円） 園地規模拡大事業は10aあたり40,000円を補助。 園芸新規参入促進事業は上限150万円と事業費を比べていずれか低い額 ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する（市単独） 園芸新規参入促進事業は上限150万円と事業費を比べていずれか低い額 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 将来の担い手に園地を確実に継承していくため、初度的経費の負担を軽減する必要がある。
数値目標等	A 数値化
	地域園芸振興プランによる生産額、生産量等の増収 J A 佐渡 柿 150 h a アスパラガス 3.5 h a J A 羽茂 柿 198 h a アスパラガス 2.0 h a
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	作付面積、生産者の増加による販売量、販売額の向上による。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 園芸振興プランによる生産者、販売量、販売額、作付面積等の向上による。
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和5年9月1日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 募集要項
事業担当	（担当部署） 農業政策課 生産振興係
	（電話番号） 0259-63-5117